

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 3 月 7 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 6 階
札幌市建設局総務部道路認定課台帳係 TEL (011) 211-2457
E-mail doronintei-daicho@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア A 地域（中央区・東区）道路台帳補正業務
- イ B 地域（北区・清田区）道路台帳補正業務
- ウ C 地域（白石区・西区・手稲区）道路台帳補正業務
- エ D 地域（厚別区・豊平区・南区）道路台帳補正業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

(4) 入札方法

別表の道路台帳補正業務単価係数表の台帳補正 B 単価について入札を行う。入札業務以外の業務単価（契約単価）は、入札業務の単価に別表の道路台帳補正単価係数表に記載された単価係数を乗じて得た金額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」の中分類「測量業」の A 又は B の等級に登録されており、かつ、本店所在地が「市内」として登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加

を、それぞれ同時に希望していないこと。

- (6) 調達役務の内容と同様の履行実績（道路台帳調製と国土交通省作業規程の準則第108条に基づく数値地形図の作成の両方）を有すること
- (7) 納税証明書（指名願）（ただし、入札告示日以降に取得したもの。）を提出すること。
- (8) 以下の2つの要件のうち、1つを満たすこと。
 - ア 直前3年間の経常利益の平均値がマイナスでないこと。
 - イ 直前の経常利益がマイナスでないこと。

4 入札説明書、契約条項、仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。
- (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記1に同じ。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
 - ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務
令和6年4月2日（火） 10時00分
 - イ B地域（北区・清田区）道路台帳補正業務
令和6年4月2日（火） 10時15分
 - ウ C地域（白石区・西区・手稲区）道路台帳補正業務
令和6年4月2日（火） 10時30分
 - エ D地域（厚別区・豊平区・南区）道路台帳補正業務
令和6年4月2日（火） 10時45分場所は、いずれも札幌市役所本庁舎地下1階1号会議室
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所で行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。
持参又は送付により提出する場合は、上記1あてに令和6年4月1日（月）16時00分（必着）までに提出すること。（電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。）

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる競争入札参加を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(7) 詳細は入札説明書による。